



村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

村報とつかわ 第657号 2016年 水無月

6

十津川

「心身再生の郷」

— 特集 —
「温泉」・「地震」



源泉かけ流し 温泉感謝祭

十津川温泉郷



無料開放!

※期間中、どなたでも無料で入浴できます。

対象施設

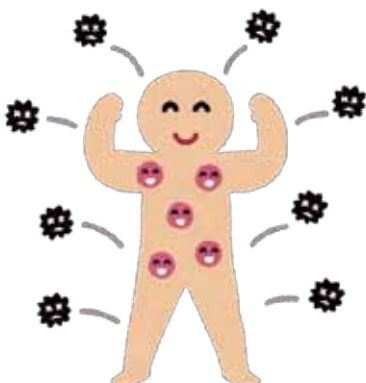
 <p>湯泉地温泉 滝の湯 営業時間：8:00~21:00 定休日：毎週木曜日 TEL:0746-62-0400</p>	 <p>湯泉地温泉 泉湯 営業時間：10:00~21:00 定休日：毎週火曜日 TEL:0746-62-0090</p>	 <p>十津川温泉 星の湯 営業時間：12:00~17:00 定休日：年中無休 TEL:0746-64-1111</p>	 <p>十津川温泉 庵の湯 営業時間：7:30~21:00 定休日：毎週火曜日 TEL:0746-64-1100</p>
--	--	---	--

開催期間 2016年 6月18日(土)~30日(木)

温泉感謝祭は、源泉かけ流し宣言を行った6月下旬に毎年行っています。たくさんの人たちに村の温泉を体験してもらい

たく、村内の公衆浴場4か所(泉湯・滝の湯・庵の湯・星の湯)に感謝祭はどなたでも無料で入浴できます。

また、昨年12月に十津川村の温泉には疾病に打ち克つ力(抗酸化力)と、老化疾病の原因となる活性酸素を減らす力がある



と実証されました。この機会に村民のみならずも温泉で癒されて健康寿命を延ばしましょう。

健康寿命を延ばすには次の方法で入浴してください。

- ① 1回の入浴で合計が30分
- ② 入浴をして、汗を出し切ってから着替える
- ③ 体を冷やさないうちに常温か温かい飲み物を飲む

この3つがそろうと効果は上がるようです。

まずは、元氣な身体が必要です。温泉からご自身やご家族の健康を見直してみる良い機会になるのではないのでしょうか。

地震に備える。もう一度見直してみよう。

熊本地震が発生してから約2か月となります。地震はいつどこで発生するか分かりません。

しかし、気象庁の「緊急地震速報」を活用することで、強い揺れが来ることを知り、身の安全を守る行動をとることができます。

緊急地震速報とは、地震の発生直後に震源や地震の規模(マグニチュード)を推定し、各地における振動到達時刻や地震を予測し、可能な限り早く知らせるシステムです。緊急地震速報は震度4以上が予想されたときに発表され、テレビやラジオ、携帯電話、防災無線などを通じて報知されます。

ただ、緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまではわずか数秒しかありません。そんな時は、すぐに周りの人たちに地震が来ることを知らせ、あわてずに身の安全を確保するようにしましょう。

【身の守り方】

・家の中…座布団などで頭を保護し、大きな家具から離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
あわてて外に飛び出さない。

火事が発生した場合には可能ならば火の始末をし、火元から離れている場合は無理して火元に近づかない。

・山やがけ付近…落石やがけ崩れが発生しそうな場所から急いで離れる。



家の中で身を守る例

・自動車運転中…あわててスピードを落とさず、ハザードランプを点灯させながら徐行し、周りの車に注意を促す。周囲の状況を確認して道路左側に停車させる。エンジンを止め揺れが収まるまで車内で待ち、揺れが収まるまで車外に出ず、安全な場所へ避難する。

（この部分のテキストは上記の項目に重複しているため、ここでは省略し、他の項目を整理します）



運転中に緊急地震速報が…

『備蓄も忘れずに』

大災害が発生した時は、電気やガス、水道などのライフラインが止まってしまいう可能性があります。

そのために自力で生活できるよう普段から非常食などの備蓄が大切です。

最低でも1人3日分が必要と言われます。

雨のシーズンを迎えます。今一度、備蓄の見直しを行いましょ



【お願い】
大字に配備しております衛星携帯電話の点検もよろしくお願いたします。

議会だより

副議長に小西規夫氏



5月9日(月)に、平成28年十津川村議会「第1回臨時会」が開かれ、副議長に小西規夫議員が選ばれました。また、議会運営委員会委員などの選任、平成27年度補正予算及び条例の一部改正にかかる専決処分の承認などの議案が審議されました。

議会運営委員会委員選任

●議会運営委員会(敬称略)

- 委員長 千葉 浩一
- 副委員長 玉置 公三
- 委員 中嶋 大樹
- 委員 榊本 正文
- 委員 大玉 和行

(年4回の定例会や臨時会の運営について審議します。)

専決処分の承認

地方自治法の規定により、次の議案について専決処分を報告し、承認されました。

●平成27年度十津川村一般会計補正予算(第8号)

地方創生加速化交付金減額に伴う財源の補正を承認しました。

●十津川村税条例の一部を改正する条例

地方税法の改正により、税条例の一部を改正しました。

●十津川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法の改正により、国民健康

保険条例の一部を改正しました。

●十津川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの実業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

国の基準省令の改正に伴い、村条例の一部を改正しました。

●十津川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの実業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

国の基準省令の改正に伴い、村条例の一部を改正しました。

人事

●副村長の選任について

副村長に、小山手修造氏を選任することに同意しました。

その他

●監査委員の選任について

温井利一議員が、監査委員に選任されました。

就任のあいさつ

副議長 小西 規夫氏



この度、議員各位のご支援により副議長の要職に就任させていただきましたこととなりました。このことに対しまして、責任の重大さを痛感しているところでございます。

村民の声に耳を傾け、また、「不言の言を聞き」村政の発展を心から望み、博学多才な議長のご指導の下、補佐を行い、職責を全うするよう最大の努力をいたしたいと念願しております。

今後、任期中もさらにご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願いいたします。して就任のごあいさついたします。

退任のあいさつ

元副議長 温井 利一氏



私は、この度の臨時議会で、副議長の職を退任いたしました。

一年間ではございましたが、実に貴重な経験をすることができました。私のこれからの活動の大きな糧になると考えております。

これからも、村民の皆様のご期待にそえるよう、一生懸命頑張つてまいりますので、更なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。退任のごあいさついたします。

表彰

永年在職議員

去る、2月5日千葉浩一議員が15年の永年在位の表彰を受賞されました。



あなたも議会を傍聴してみませんか

議会は地方公共団体の議決機関であり、住民の代表機関として、地方公共団体の意思決定をする重要な機関です。

議会の傍聴は、村政を知るよい機会です。手続きは簡単です。一人でも傍聴できます。詳しくは、議会事務局までお問い合わせ下さい。

☎0746-62-0002(直通)



さくら功労者 千葉七朗さん(大字上湯川)

4月13日、東京都の憲政記念館で「第51回さくら祭り中央大会」が開催されました。上湯川の千葉七朗さんがさくらの植栽、愛護などに尽力された功績が認められ、『さくら功労者』に表彰されました。

千葉さんは、平成元年から地域の活性化を願い集落に枝垂れ桜を植え始められ、今では「七朗桜」と呼ばれ親しまれています。4月の満開の時期には、村外からも多くの観光客が、集落を埋め尽くすほどの見事な桜を見にこの地を訪れています。

千葉さん、受賞おめでとうございます。



春の叙勲「瑞宝単光章」受章 浦 寛さん(大字出谷)

5月2日、奈良県庁で春の叙勲知事伝達式が行われ、40年以上の永きにわたり、消防活動に尽力された浦寛さんが「瑞宝単光章」を受章されました。

浦さん、受章おめでとうございます。



力合わせ初期消火!4人に感謝状

2月4日に大字山天の県道沿いで発生した林野火災で、初期消火活動に当たった4人の方々に、五條消防署長から感謝状が贈られました。火災現場にかけつけた4人は、近くの谷水をバケツに汲み、協力して火を消し止め延焼を防ぎました。

4人のみなさんの勇気と行動力に感謝いたします。



4/25に住民ホールで行われた感謝状贈呈式
左から辻本明宏さん(内原)、上平昌司さん(野尻)、
柳瀬憲三郎さん(上野地)、岡田圭代さん(五百瀬)



田野瀬衆議院議員 「十津川道路2期(予定)区間」を視察

4月25日、田野瀬衆議院議員が奈良国道事務所及び奈良県県土マネジメント部とともに「十津川道路2期(予定)区間」の視察を行いました。

更谷村長からは、過去5年間毎年長期の通行止めに悩まされているこの区間の実状を説明し、一日も早い事業化を強く要望しました。



村内を巡回 主要事業説明で集会

5月10日から30日にかけて、村内9か所で、今年度の村の主な取り組みを説明する村政主要事業説明会が行われました。説明会に集まった村民のみならずからは、主要事業への意見や村政の取り組みに対する提言など、村長と多くの対話が行われました。



役場の職員です！

役場の職員を紹介するコーナーです。村民のみならず、皆さんよろしくお願ひします。

氏名：松本 亜湖あこ
所属：建設課

担当業務：道路工事の入札や支払い業務。のら文庫でのカウンター業務。

ひとこと：役場に採用されて3年目になります。主に入札や

工事の支払い業務を行っています。昨年役場のロビーに設置した、「のら文庫」で本の紹介や受付業務もしています。

まだまだ知識、経験ともに未熟な私ですが、村民のみならずから気軽にお声をかけていただければ、新たな職員を目指して頑張りますので、よろしくお願ひします。

6月は、児童手当の「現況届」の提出月です

6月分以降の児童手当を受け
るには、現況届が必要です。提
出が無い場合は、6月分以降の
手当が受けられなくなりますの
でご注意ください。



現況届は、児童手当を受給している人が、6月分以
降も引き続き受給要件を満たしているか確認するも
のです。

【現況届に必要な添付書類】

- 請求者が厚生年金加入者などの場合
⇒健康保険被保険者証の写し など
 - 今年の1月1日に村内に住居登録が無かった人
⇒前住所地の市区町村長が発行する児童手
当用所得証明書(前年分)
- ※その他、必要に応じて提出していただく書類が
あります。

☎ 福祉事務所 ☎0746(62)0902

なら男女共同参画週間イベント

奈良県では男女共同参画社会づくりに向けて県内
各地で活動するグループの紹介など、県民の多角的
な理解促進のための啓発活動を行います。記念講演
などありますのでご参加ください。

テーマ：あなたの居場所がありますか？
～認めよう生き方の自由な選択～

時 6月30日(木)～7月3日(日)

各日、午前10時から午後4時30分
ただし、6月30日は午後2時～午後4時

所 奈良県女性センター

申 全日とも入場無料・申込不要

☎ 奈良県女性センター ☎0742(27)2300

浄化槽設置補助制度

浄化槽は、し尿と生活排水(台所やお風呂場など
から出る汚水)を併せて処理し、河川や用水路の水
質を改善するものです。浄化槽を設置する場合は、
工事費の一部を村が補助します。平成28年度に設置
を希望される人は、**9月30日まで**に水道課までご連絡ください。



○対象区域:十津川村全域

○平成28年度補助限度額

5人槽:392,000円 7人槽:494,000円

※平成29年度は、限度額が変わる場合があります。

○補助要件

- (1) 浄化槽法に規定する浄化槽
- (2) 平成29年2月28日までに工事が完了するもの
- (3) 浄化槽の処理水を放流することについて、地域
住民などと協議が済んでいること。
(大字総代の同意書を提出すること。)

○その他

申請多数の場合は、補助が受けられない場合があり
ます。大型の浄化槽設置または、新築家屋への設置
の場合は水道課までご相談ください。

☎ 水道課 ☎0746(62)0908

ダムの放流にご注意ください

電源開発(株)では、ダムの
放流をサイレンでお知らせして
います。ダムを放流すると、短
時間で川が増水するため、川に
入っている人はすぐに川から離
れてください。



新宮川水系の各ダム(池原、七色、小森、風屋、二津
野)の放流状況と、小森発電所・十津川第2発電所の
運転予定は、24時間フリーダイヤルで確認するこ
とができます。お気軽にご利用ください。

☎ 新宮川水系のダム情報 ☎ 0120(30)2425
小森発電所・十津川第2発電所の運転予定
☎0120(20)1914

一 庁 外 一

衛生センター 63-0391 し尿処理場 63-0291
小原診療所 63-0040 上野地診療所 68-0207
歴史民俗資料館 62-0137 体育文化センター 63-0067

観光協会 63-0200 泉湯 62-0090
温泉プール 64-0762 北部保健センター 68-0017
十津川警察庁舎 63-0110

一 役場以外 一

森林館(古ル野) 62-0567 道の駅十津川郷 63-0003
滝の湯 62-0400 庵の湯 64-1100
高森の郷 64-1800 社会福祉協議会 64-0666
森林組合 64-0301 商工会 62-0132
五條消防十津川分署 64-1190 五條消防大塔分署 0747-36-0317



平成28年度 奈良県広域消防組合職員採用試験

奈良県広域消防組合では、平成29年4月1日採用予定の消防職員を募集します。



○受験申込配布開始日及び

ホームページ掲載開始日

・平成28年7月1日(金)

午前10時から

・URL: <http://www.naraksk119.jp>

〒奈良県広域消防組合消防本部人事課
☎0744(26)0119

蜂駆除用防護服の貸し出しについて

村では、蜂を駆除する時の防護服の貸し出し(無料)や蜂の巣駆除業者の紹介を行っています。

防護服は数に限りがありますので、事前に連絡ください。

〈貸し出しする物品〉

蜂駆除用防護服一式

(ネット付きヘルメット、つなぎ服、手袋)

〈各自で用意する物品〉

長靴(白色)、殺虫剤

〈諸注意〉

防護服の使用後は、服についた汗をふきとり、乾燥させてから返却してください。

〒生活環境課 ☎0746(62)0907

平成28年度 税務職員採用試験のお知らせ

【受験資格】 ①高卒見込みの者及び

高卒後3年を経過していない者(平成25年4月1日以降に卒業した者)

②人事院が①に掲げる者に準すると認める者

【申込受付期間】 ①平成28年6月20日(月)～6月29日(水)[インターネット申込受付期間]

(注)1 原則として、インターネット申込みとなります。

2 インターネット申込専用アドレス[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]

②平成28年6月20日(月)～6月22日(水)[郵送・持参申込受付期間]

(注) 郵送する場合は簡易書留を利用してください。[6月22日(水)までの通信日付印有効]

【郵送・持参による提出先】 人事院近畿事務局

〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60 ☎06-4796-2191

【試験日】 第1次試験…9月4日(日)第2次試験…10月12日(水)～21日(金)

【合格者発表日】 第1次試験合格者発表日 平成28年10月 6日(木)

最終合格者発表日 平成28年11月15日(火)

【採用予定数】 1 採用予定数については、別途、人事院ホームページに掲載します。

2 採用予定数は変動することがあります。

最新情報は人事院ホームページで確認してください。

【問合せ先】 大阪国税局人事第二課(試験係)(☎06-6941-5331)

または吉野税務署総務課



— 役場代表 —
電話 0746(62)0001
FAX 0746(62)0210
IPﾌｯﾝ 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

— 庁舎2階 —
総務 62-0001
観光 62-0004
農林 62-0005
教育 62-0003・62-0067
地創 62-0910

— 庁舎1階 —
住民 62-0900・62-0911
財政 62-0903
建設 62-0904・62-0905
福祉 62-0901・62-0902
出納 62-0906

— 庁舎3階 —
議会事務局 62-0002
— 庁舎地下1階 —
生活環境 62-0907
水道 62-0908



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない人に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続によって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある人の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、住民課の国民年金窓口へご相談するようお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除などの申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている住民課の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成28年度の免除などの受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している人などは、一度、住民課の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

お問い合わせ —————▶大和高田年金事務所 ☎0745(22)3531
▶住民課(国民年金窓口) ☎0746(62)0900



国保だより

倒産・解雇・雇い止めなど、事業主の都合によって失業したとき国保税が軽減されます

【対象者】

65歳未満の人で下記の2つの条件に該当する人が対象となります。

- 倒産や解雇などの理由により離職した人(雇用保険の特定受給資格者)
- 雇用契約が更新されない(雇い止め)などの理由で離職した人(特定理由離職者)



特定受給資格者・特定理由離職者とは…

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが

11・12・21・22・23・31・32・33・34の人です。

(注)平成21年3月31日以降に離職した人が対象となります。

【軽減措置】

前年所得の給与所得を30/100とみなして算定することで国保税が軽減されます。

(注)同じ世帯に属するその他の被保険者の所得は、通常で計算されます。

高額療養費などの所得区分の判定も、前年の所得を軽減して判定します。

【軽減期間】

軽減される期間は、離職した日の翌日から翌年度末までです。

(注)再就職して国保を離脱した後、再び失業して国保に再加入した場合は、再就職する前に受けていた軽減の期間内であれば、残っている期間の国保税が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要となりますので、対象となる人は財政課へ申請してください。

国保税をどうしても納められないときは…

失業や災害など特別な事情によって、国保税の納付が困難なときは、その事情に応じて減額や分割納付などが認められる場合がありますので、お早めに財政課までご相談ください。



今月は、国保税第1期の納期です。納期限は、6月30日ですので、忘れずに納めましょう!

— お問い合わせ —

- ▶ 国保の制度について・住民課 ☎0746(62)0900
- ▶ 国保税について・・・財政課 ☎0746(62)0903

山の境界を はっきりしておきましょう!



森林境界明確化支援事業補助金



発信：林業振興対策室
TEL:0746(62)0005

●事業の概要

この事業は、森林の所有界が不明なることを防ぐために、森林の境界明確化(境界杭設置)を進める事業です。(個人でも申請可能ですが地域で取り組んでいただくとより効果的です。)

●補助金額等

申請者：森林所有者等

補助率：森林の境界を明確にした延長(境界杭を設置した距離m)
×70円(定額助成)

例：1ha境界杭を設置した場合、
約16,000円の助成が受け
られます。

※隣接森林所有者が立ち会えない
場合は、委任状が必要です。

条件等：①境界杭の設置には隣接する森林所有者の立会が必要です。
②境界杭は役場が支給します。
③境界杭を打ち終わったら役場が簡易測量を行い成果物を作り、申請者にお渡しします。

●事業の流れ

(申込)⇒(役場との打ち合わせ)⇒(場所の決定・隣接者の把握・資料集め)
⇒(役場へ申請)⇒(隣接所有者の立会の下、境界杭設置)⇒(役場が簡易測量)
⇒(補助金支払)

●その他

予算に限りがありますので、補助を受けようと思われる人は農林課までお問い合わせください。

連絡先・・・農林課 電話:0746-62-0005

あなたも今日から「8020運動」に参加しませんか？

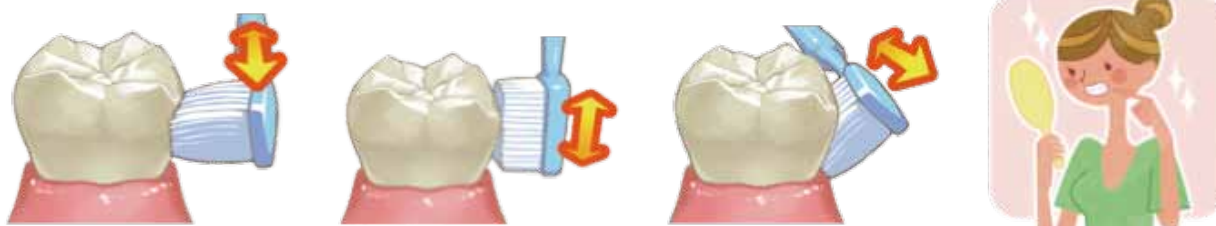


平成元年より厚生省(当時)と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われています。そのため、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めてこの運動が始まりました。充実した食生活を送り続けるためには、妊産婦を含めて生まれてから亡くなるまでの全てのライフステージで健康な歯を保つことが大切です。

8020が達成できなくても…

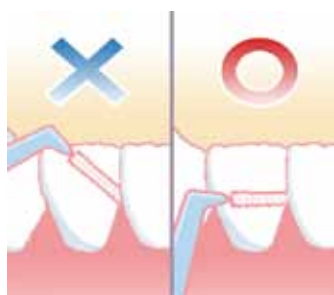
しっかりと噛み合い、きちんと噛むことができる義歯(入れ歯)などを入れて口の中の状態を良好に保つことで、20本あるのと同程度の効果が得られます。いつまでもおいしく食べ続け、健康寿命を延ばすためにも定期的にかかりつけの歯科医院に行き、口の中の健康を保ちましょう。

① ブラッシングでプラーク(歯垢)をしっかりと落としましょう。



1本の歯に上下左右等、ブラシをいろんな角度から歯にあてましょう。

② 歯ブラシが届かない歯の間の歯肉を、歯間ブラシでマッサージするように動かしましょう。



③ 歯と歯の間にフロスを通しましょう。



歯科医院で定期検診を受けましょう!

住民課 保健衛生係 ☎0746(62)0911

- ・**個人情報**は注意してあつかおう。
- ・相手の**立場や気持ち**を考えよう。
- ・**著作権 (ちよさくけん)**を守ろう。
- ・インターネットで知り合いができて**も不用意に会ってはいけません。**



こどもたちへ

最近、子どもたちの間でもインターネットを利用する機会が増えています。それに伴ってトラブルも増えています。インターネットは便利なものですが、守らないといけないルールがあります。

今一度、学校や家庭でインターネットを使う時の約束ごとを確認することが大切です。

親や先生の言うことをきちんと守って、楽しく安全にインターネットを使っていきましょう。



インターネットを使う時に
守って欲しいこと！



お口の健康は 日ごろの心がけ次第！

・**歯垢**を残さず落としましょう

歯と歯の間や、奥歯のおく、歯ぐきのさかいめなどには、歯ブラシが届きにくく、みがき残しが多い箇所です。むし歯や歯周病の原因にもなります。歯ブラシと共に、デンタルフロスなどの活用もおすすめです。

・よく噛んで食べましょう

よく噛むことは、脳の活性化やリラックス作用にも効果があります。また、よく噛んで食べれば、肥満の防止や、糖尿病の予防など健康増進にもつながります。歯ごたえのある食べ物を一口で30回以上よく噛みましょう。

○歯や口の状態は、人それぞれ違います。歯科医院での定期的な「検診」と、毎日の「セルフケア」の両面で歯と口の健康を保ち、より楽しく健康的な生活をおくりましょう。



歯と口の 健康を考えよう！

6月4日～10日は「歯と口の健康週間」ですが、みなさんの歯と口の健康状態はいかがでしょう。村内では、各学校の養護教員等による取り組みや、歯科衛生士さんによる歯みがき指導を行っています。

歯と口の健康は身体全体の健康にかかわります。毎日の習慣を見直してみよう。

乳幼児家庭教育学級

歯周病菌はうつるの？

～乳幼児期の子育てをとおして～

6月21日(火)

10時～12時

【会場】住民ホール

対象者は

子育てにかかわるすべての人



人のうごき

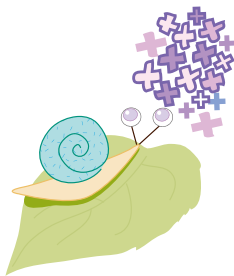
(敬称略)

おめでた

峯廻 拓実 (たくみ) 男 5月25日
父:貴史 母:佳子 (平谷)

おくやみ

松尾喜美子 87歳 4月29日(山崎)
中井 道幹 87歳 5月4日(武蔵)
松實 アサ 88歳 5月4日(檜原)
野地 久子 92歳 5月5日(込之上)
紙西徳千代 89歳 5月9日(猿飼)
萩野セツ子 87歳 5月17日(山手谷)
西岡モトエ 92歳 5月20日(上葛川)
千葉 正代 74歳 5月21日(出谷)
林 ヨシ 92歳 5月23日(小原)



毎月第3水曜日に開催! 無料法律相談

五條市の北本弁護士による
時 毎月第3水曜日 14時~16時
所 役場第1会議室
(場所が変更される場合があります)
※毎月2人まで相談可。(電話予約が必要です)
問 五條本町法律事務所 北本弁護士まで
☎0747(22)8005
みなさまのご相談をお待ちしています

平成28年4月から偶数月
(4・6・8・10・12・2月)
の開催に変更になります。
ご注意ください。



田花 ^{りん}凛ちゃん(谷垣内)
(6月10日生まれ・満1歳)

猫が大好き!
元気に育ってね!!
父…三徹 母…恵美

お誕生日
おめでとう!



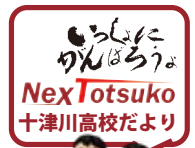
熊本地震災害義援金のお礼

4月18日から5月8日まで行っていた義援金募金は、村内10か所で704,207円、また十津川高校で67,993円集まり、全額を日本赤十字社に送金いたしました。

みなさまのご協力ありがとうございました。



□学校活動
○春の交通安全活動
4月15日、込之上バス停前で、五條警察署十津川分庁舎や地域関係者の方々にもご協力いただき、生徒会役員7人が花の種を配りながらドライバーに交通安全を呼びかけました。



□部活動報告
○野球部
4月30日、佐藤薬品スタジアムで春季大会に出場し、天理高校と対戦。結果は敗れてしまいましたが、今回の試合での課題を克服し、夏の大会で活躍してくれることを期待します。
○ボート部
5月1日から4日まで琵琶湖漕艇場で行われた朝日レガッタに女子シングルスカルの部で3年生の能瀬友加里さんが出場しました。結果は予選敗退となりましたが、6月の近畿大会に向けてよりいっそう練習に取り組んでいます。



○陸上競技部
5月4日から5日に鴻ノ池陸上競技場で行われた奈良県陸上競技選手権大会に出場し、円盤投げで3年生の磯部彩人さんが8位、砲丸投げにおいて3年生の林真吾さんと2年生の横山和斗さんがそれぞれ自己新記録を出し、9位、10位という成績となりました。

診療所からお知らせ

小原診療所 ☎ 0746 (63) 0040

土曜診療日 受付 / 8:30 ~ 11:15

小原診療所	
6月25日(土)	第4週
7月9日(土)	第2週
7月23日(土)	第4週
7月30日(土)	第5週



整形外科診療日

受付 / 小原 8:30 ~ 11:15・上野地 13:15 ~ 15:15

月日	診療所
6月23日(木) 午前	小原診療所
7月7日(木) 午前	小原診療所
7月21日(木) 午後	上野地診療所

出張診療

診療時間 / 神納川・東中 14:30 ~ 15:30
玉垣内 14:00 ~ 15:30

場所	期日		
神納川地区生活改善センター	6/14(火)	6/30(木)	7/12(火)
東中公民館	6/16(木)	7/28(木)	
玉垣内集会所	6/7(火)	6/21(火)	7/5(火)



集落の絶景

岩ツツジ(滝川にて)

写真：中村 幸夫さん(大字込之上)

てんいち先生



あとがき

▶長続きしない私が1つだけ続いていること?!

それは中学生から始めたバレーボール。今もママさんバレーのチームに所属して活動をしています。練習に行けなくてメンバーには迷惑をかけながら続けています。色々な世代が集まり楽しい時間です。

また、7月下旬には村内でも大会があるのでそれに向けても頑張りたいと思います。

最近、日中と朝晩の気温差があり体調管理が大変です。

みなさん、体調にはくれぐれもお気を付けてください。(Y・C)



the most beautiful villages in japan

- 人口 3,520人(-10人)
男性 1,753人(-4人)
女性 1,767人(-6人)
- 世帯数 1,848世帯(-5世帯)
【平成28年6月1日現在 ()は前月比】